

【ZEROCO CLUB 会員規約】

第1条 (本規約の目的)

ZEROCO CLUB 会員規約（以下「本規約」という）は、ZEROCO 株式会社（以下「当社」という）が運営する ZEROCO CLUB において、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といい、別紙1に定める内容を含む。）及び本規約の下で当社と第2条第1項で定義する本会員との間に成立する本サービスに関する契約（以下「本契約」という）に関する事項を規定します。

第2条 (ZEROCO CLUB 会員の区分及び入会資格)

1. ZEROCO CLUB 会員（以下「本会員」という）とは、本規約に同意し、当社に入会申込みを行い、当社審査の結果、当社が入会を許可した個人又は法人を指します。

2. 当社は、第1項に基づき入会申込を行う個人又は法人（以下「申込者」という）につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が認められた場合、当該申込者の入会を拒絶する場合があります。なお、当社は、申込者の入会を拒絶する場合であっても、その理由については、一切開示義務を負いません。

- (1) 申込にあたって虚偽事実の記載や内容の記入漏れ、又は不備があった場合
- (2) 過去、当社又は当社のグループ会社との契約に違反した者であると当社が判断した場合
- (3) 反社会的勢力である場合、又はそのおそれがあると当社が判断する場合
- (4) 当社の理念に賛同いただけないと当社が判断する場合
- (5) その他当社が当該申込者の入会を拒絶することが相当と当社が判断する場合

第3条 (入会手続)

1. 本サービスを希望する場合、申込者は、本規約の全ての条項に同意した上で、当社所定の利用申込書の提出、その他本規約又は当社が別途定める手続（以下「入会手続」という）に従って、第2条第1項に基づく入会申込をするものとします。

2. 前項に基づく入会申込を当社が許可したとき、当社と申込者との間で本契約が締結されたものとみなすとともに、申込者は本会員となります。

第4条 (本契約の有効期限)

1. 当社と各本会員間で締結される本契約の有効期限は、本会員の入会手続が完了した日が属する月の翌月から1年間とします。本会員より、本契約の有効期限の満了前6か月以内に、書面又はメールによる退会の申し出が無い場合には、さらに1年間自動的に本契約の有効期限が更新されます。

2. 当社と本会員間で締結された本契約が終了した場合（第6条（退会規定）に基づき退会手続が行われた場合、第17条（契約の解除）に基づき本契約が解除された場合を含みますがこれらに限られません）、本会員は本サービスを利用することはできません。また、本会員が本サービスを利用していた場合であっても、本契約が終了した本会員（以下、本項において「終了会員」という）は、本サービスの利用を継続することができず、終了会員は、本サービスの下で当社から購入し、貸与又は提供を受けた物品、情報その他一切の提供物を直ちに当社に返却するものとします。なお、終了会員が購入した提供物を当社に返却する場合の当該提供物の購入代金の返金については、別途、当社と終了会員との間の協議により定めるものとします。

第5条 (入会金及び月会費の不存在)

本会員が、申込者から本会員となるのに必要な費用又は本会員を継続するのに必要な費用は無償とします。

第6条 (退会規定)

本会員より書面又はメールによる退会の申し出がなされた場合には、当社で退会手続を行い、当該申出のあった月の翌月より退会とします。

第7条 (退会に伴う金銭の返還について)

本会員が退会した場合であっても、当社は本会員に対し、既に当社に支払われた本サービスに対する対価その他の費用について返金しないものとします。

第8条 (本サービスの内容)

本会員が当社から受けられる本サービスの内容は、別紙1に記載のとおりとします。また、本会員が本サービスの利用の継続を希望する場合、本会員は本契約を継続し、本会員の資格を有している必要があります。

第9条 (秘密保持)

1. 本規約において「秘密情報」とは、いかなる方法によるかを問わず、当社又は本会員（以下「情報開示者」という）より相手方（以下「情報受領者」という）に開示された技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報を意味します。ただし、次のいずれかの各号に該当するものは秘密情報として取り扱わないこととします。

- (1) 情報開示者から開示された時点で、既に情報受領者が自ら保持していた情報
- (2) 情報開示者から開示された時点で、既に公知となっている情報
- (3) 情報開示者から開示された後に、情報受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 情報開示者の秘密情報を利用せず、情報受領者が独自に開発した情報

2. 情報受領者は、秘密情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスを提供又は利用する目的のみに使用するものとします。

3. 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して秘密情報を開示又は漏洩してはなりません。ただし、情報受領者は、秘密情報の使用に必要な範囲において、自己の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、その他守秘義務を負うアドバイザー（ただし、当社については、当社のグループ会社をも含む）に対し、秘密情報を開示できるものとします。

4. 情報受領者は、前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、当該第三者に対し、本契約によって情報受領者が負う義務と同等以上の義務を課して、その義務を遵守させるものとします。当該第三者に義務違反が認められた場合には、情報受領者が、情報開示者に対し、当該第三者と連帯して責任を負うものとします。

5. 第3項の規定にかかわらず、情報受領者が、法令又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報の開示を求められた場合には、情報受領者は、情報開示者に対し、速やかにその旨を通知することにより、情報開示者において、秘密情報の開示への反対、その他の対応をするための手続や、秘密情報の秘密性を確保するための措置、情報受領者に対する指示を適切かつ迅速に行うことができるようにしなければならない。

6. 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾なく、秘密情報及びこれに関する一切のサンプル、試作品、その他の有形物、秘密情報が化体したソフトウェア又はプログラム等について、分解、分析、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他の解析行為をしたり、第三者にさせたりしてはなりません。

7. 秘密情報の漏えい、紛失、盗難等の事態が生じた場合、情報受領者は、直ちにその旨を情報開示者に通知し、情報開示者からの指示がある場合にはこれに従い、被害拡大防止のため適当な措置をとるものとします。

8. 本条の規定に基づく効力は、本契約終了後も存続するものとします。

9. 本会員が、本規約とは別に、当社との間で秘密保持契約（以下「本秘密保持契約」という）を締結しているか、又は締結した場合において、本規約と本秘密保持契約の内容において、秘密保持に関し、矛盾、抵触又は齟齬がある場合には、本秘密保持契約で定めた内容が優先するものとします。

第10条（フィードバック）

本会員は、本サービスの利用、又は当社から開示を受けた情報に基づいて、発明、ノウハウ、技術情報、分析結果その他の成果（以下「本成果」という）を得た場合には、直ちに当社に対してその内容を報告すると共に、前条（秘密保持）及び本秘密保持契約の内容にかかわらず、当社が当該本成果を、当社の遂行する事業の目的の範囲において、非独占的に使用する、譲渡不可能・再許諾可能な権利（以下「本権利」という）を許諾することに同意します。なお、本会員が本条に基づき当社に許諾した本権利は、本会員の退会、本サービスの内容の変更若しくは中止、又は本契約の解除若しくは終了その他事由の如何によらず、消滅しないものとします。

第11条（当社の知的財産権）

本サービスに関する知的財産権（発明、考案、意匠、著作物、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう）は全て当社又は当社のグループ会社に帰属しています。本会員による本サービスの利用は、本規約に明示されているものを除き、当該権利の譲渡又は利用若しくは使用許諾を意味するものではありません。

第12条（本規約の変更）

1. 当社は、以下のいずれかの場合に、本会員の同意を得ることなく、いつでも本規約を追加・変更・削除（以下、併せて「変更等」という）することができます。

(1) 本規約の変更等が、本会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更等が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項の規定に基づく変更等をする場合には、当社は、本規約を変更等する旨及び当該変更等がされた後の本規約の内容並びにその効力発生日について、効力発生日よりも前に、当社ホームページに掲載する等当社が合理的と判断する方法により本会員に通知するものとします。

3. 本会員が、本規約が変更等された場合において、当該変更等の効力発生日後に、本サービスの利用を継続したとき、当該本会員は本規約の当該変更等の内容について承諾したものとみなします。

第13条（本サービス提供の変更・中止）

当社は事前の通知なくして、本サービスの全部又は一部の提供を変更・中止することがあります。この場合、変更・中止に伴って本会員又は第三者に損害が発生した場合であっても当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（個人情報及び会員情報の取扱）

1. 当社が第3条の入会手続き時に受領した個人情報は、当社ホームページ上のプライバシーポリシーと個人情報保護方針に基づき管理を行うものとします。

2. 本会員は、当社が第3条の入会手続き時に受領した当該本会員に関する情報（ただし、当該本会員の秘密情報を除く）を、当社が他の本会員に開示・提供することについて、予め同意するものとします。

第15条（保証の制限及び免責等）

1. 当社は、本サービスについて、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが常に利用可能であること
- (2) 本サービスにおいて提供する情報の完全性、正確性、最新性及び本会員の利用目的への適合性を有すること

2. 当社の責めに帰すべき事由により、本会員が、本サービスの利用によって損害を被った場合は、当社は通常生ずべき損害の範囲内で、当該サービスの対価として当社が現実に受領した金銭を上限として責任を負うものとし、なお、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該損害、逸失利益その他特別の事情により被った損害を賠償する責任を負わないものとし、

3. 本会員が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき、当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、本会員に対し、当該賠償について求償することができるものとし、

第16条（禁止事項）

1. 本会員は、予め当社の明示的な承諾がある場合を除き、以下の行為をしてはならないものとし、

- (1) 有償・無償問わず、貸与、再販、譲渡、リース、再許諾その他の方法により本サービスを第三者の利用に供する行為
- (2) 本サービスをその本来的な利用目的以外の目的で利用する行為
- (3) 本サービス及び当社が提供する他の製品・サービス運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 本規約の条項に違反する行為
- (5) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用する行為
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 前項各号のいずれかに該当する行為がなされた場合、当社は、本サービスの提供の停止若しくは拒否、又は本成果の返還請求その他当社が必要と認める措置を行うことができるものとし、

3. 第1項各号のいずれかに該当する行為がなされた場合、本会員は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第17条（契約の解除）

当社は本会員が次の各号に掲げる事由に該当するときは、何らの催告を要せず、直ちに、本契約を解除し、本サービスの提供を中止することができます。この場合において、当社に損害が生じたとき、本会員は、当社に対し、当該損害を賠償するものとし、

- (1) 本規約第16条（禁止事項）第1項各号に定める事由に違反したとき
- (2) 本会員について、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき
- (3) 反社会的勢力等に該当したとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
- (4) その他、本会員の責に帰すべき事由により、当社が本契約を解除するにつきやむを得ない事由があると当社が判断したとき

第18条（権利義務の譲渡等の制限）

本会員は、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約に基づく権利又は義務を譲渡、又は移転、担保設定又はその他の処分をすることはできません。

第19条（分離可能性）

本契約の一部の規定について無効、違法又は実行不能とされた場合であっても、当該規定は可能な限り実施され

るものとし、また残りの規定についての有効性、合法性、実行可能性に何らの影響も与えないものとしします。

第20条（誠実協議）

本規約に定めなき事項及び本規約の解釈に関する疑義については、誠意をもって協議し、友好的に解決するものとしします。

第21条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で紛争が生じた場合には、双方が誠意を持って解決にあたるものとしします。本サービス又は本規約に関して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第22条（準拠法）

本規約の解釈、適用については日本法を準拠法としします。

第23条（附則）

本規約は、2025年7月1日から適用するものとしします。

東京都渋谷区神宮前 5-27-8 Los Gatos 2F

ZEROCO 株式会社

附 則（施行日より前に本会員であった者と施行日以後に本会員になった者との間の取り扱い）

第1条（施行期日）

本規約は、2025年7月1日（以下「施行日」という。）から施行するものとしします。

第2条（会員資格取得の時期に関する経過措置）

1. 施行日以降において第3条第2項に規定する入会申込を当社が許可した申込者は、同項に従って、本規約に基づき本会員になる。
2. 施行日前において本会員であった者は、第3条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日において当社が施行していたZEROCO会員規約（以下「旧規約」という。）が適用され、当社と施行日前において本会員であった者との間で締結されている旧規約に基づく契約（以下「旧契約」という。）が、旧契約の有効期限の末日まで継続するものとみなします。
3. 前項に基づき、当社と施行日前において本会員であった者との間で旧契約の有効期限まで旧契約が存続した場合であっても、施行日前において本会員であった者が有効期限の翌日以降も本会員の地位を継続することを希望する場合、有効期限の翌日以降は本規約が適用され当社との間で本契約が適用されるものとみなして、第4条第1項に基づき本契約の有効期限が更新されます。ただし、有効期限までに当社と施行日前において本会員であった者との間で存在していた旧契約に係る権利義務のうち、本契約に基づき発生し旧契約に係る権利義務と重複しないものについては引き続き存続するものとしします。
4. 旧規約と本規約との間で入会金、月会費、本サービスの提供を受ける費用その他施行日以前において本会員であった者と施行日以降において本会員になった者との間で当社に支払う費用に差異が存在したとしても、当社は当該差異について一切の補償を行いません。

以上

【ZEROCO CLUB 会員規約 改訂履歴】

1. 2024年9月3日 別紙1内、提供項目及び提供内容補足の3行目に「販売」を追記。
2. 2025年3月1日 第1条（本規約の目的）において本サービスの意義を明確化、第2条（ZEROCO CLUB 会員の区分及び入会資格）第1項柱書を削除及び同条第2項(3)を削除、第4条（本契約の有効期限）第2項を新設、第5条（入会金、月会費の決済方法）において「月会費」を「年会費」に修正、第8条（本サービスの内容）第2文を新設。別紙1において会員区分の内 ZEROCO コミュニティー会員区分の削除、提供項目1行目「メールマガジン、主催する対外セミナーへの優先招待など」を「メール NEWS の案内やセミナーなどの案内」に修正、提供項目2行目「ZEROCO 渋谷 LAB の利用」のうち「提供内容補足」についてコア会員及び一般会員が利用可能な内容を品数から容積による規定方法に修正並びに提供項目13行目「月会費」を「年会費」に修正及び「月会費」を「年会費」に修正したことに伴う会費表示の修正。提供項目4行目「ZEROCO™標準オペレーション情報の提供」について標準オペレーションの決定方法を最後尾に変更追記。提供項目9行目「鮮度熟成技術・調理技術支援」に「鮮度管理方法」を追記。
3. 2025年7月1日 第2条（ZEROCO CLUB 会員の区分及び入会資格）第2項において本会員の区分の削除、同条第3項において同条2項の削除に伴う項番号の繰り上げ、第3条（入会手続）第2項において当社が許可したときに申込者が本会員になることの明確化、第17条（契約の解除）第1項第2号の削除に伴う同項第3号以降の番号の繰り上げ、第23条（附則）の追加及び上記本会員の区分の削除に伴う施行日より前に本会員であった者と施行日以後に本会員になった者との間の取り扱いについて附則を追加。別紙1において入会金及び年会費に関する規定の削除、本会員の区分の削除に伴う調整並びに ZEROCO 渋谷 LAB の利用、一次/二次産業向け 食材加工・安全性向上支援、一次/二次産業向け 農業・養殖などのビジネス開発・加速支援、飲食店・テイクアウト店などの新業態支援及び鮮度管理方法・鮮度熟成技術・調理技術支援について提供内容の修正。

以上